

	全職業			介護関連職種		
	常用（含パート）			常用（含パート）		
	常用(除パート)	常用的パートタイム		常用(除パート)	常用的パートタイム	
	1.02	0.91	1.35	1.68	1.16	3.02
滋賀県	1.19	1.12	1.38	1.69	1.19	2.64
京都府	0.97	0.85	1.28	1.30	0.86	2.08
大阪府	1.18	1.05	1.62	2.15	1.32	4.14
兵庫県	0.90	0.79	1.21	1.66	0.96	3.10
奈良県	0.79	0.59	1.37	2.16	1.21	4.10
和歌山県	0.79	0.65	1.18	1.80	1.04	3.42
鳥取県	0.73	0.64	1.01	0.74	0.60	1.17
島根県	0.84	0.67	1.31	1.40	1.20	1.83
岡山県	1.24	1.09	1.73	1.73	1.35	2.80
広島県	1.24	1.19	1.36	1.54	1.22	2.20
山口県	1.07	0.94	1.43	1.28	0.89	2.23
徳島県	0.85	0.67	1.51	1.80	1.51	2.39
香川県	1.21	0.99	2.04	2.08	1.44	4.54
愛媛県	0.84	0.73	1.22	1.45	1.20	2.13
高知県	0.47	0.35	1.09	1.54	1.00	4.59
福岡県	0.81	0.74	1.10	1.24	0.94	2.22
佐賀県	0.61	0.50	0.93	0.95	0.72	1.57
長崎県	0.57	0.50	0.74	0.72	0.53	1.32
熊本県	0.75	0.68	1.00	0.98	0.71	1.85
大分県	0.95	0.89	1.15	0.98	0.75	1.62
宮崎県	0.65	0.60	0.81	0.96	0.78	1.51
鹿児島県	0.58	0.50	0.82	0.96	0.73	1.56
沖縄県	0.42	0.38	0.62	0.66	0.54	1.07

(注) 常用：無期雇用か又は4ヶ月以上の雇用契約期間が定められている者
パートタイム：所定労働時間が通常の労働者より短い者
常用的パートタイム：パートタイムのうち、無期雇用か又は4ヶ月以上の雇用期間によって就労する者

(参考)

全職業有効求人倍率（常用（除パート））と介護関連職種有効求人倍率（常用（除パート））の相関係数：0.77
全職業有効求人倍率（常用的パートタイム）と介護関連職種有効求人倍率（常用的パートタイム）の相関係数：0.61

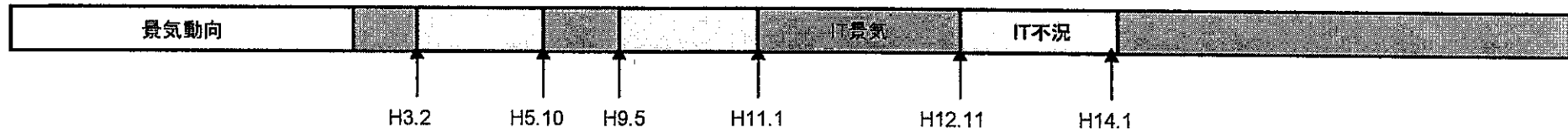
資料出所：職業安定業務統計(厚生労働省職業安定局)

有効求人倍率の推移

社会福祉専門職種の有効求人倍率は全職業に比べ継続して低い数値を示してきたが、最近急速に高まり、全職業同様の水準となっている。

特に常用的パートタイムの有効求人倍率が高くなっている。

		平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
全職業	常用(含パート)	-	0.70	0.48	0.47	0.60	0.54	0.54	0.66	0.83	0.94
	常用(除パート)	-	0.66	0.40	0.38	0.47	0.42	0.41	0.53	0.71	0.84
	常用的パートタイム	-	1.06	1.08	1.08	1.39	1.28	1.28	1.45	1.32	1.29
社会福祉専門職種	常用(含パート)	-	-	-	-	-	0.54	0.59	0.74	0.86	1.08
	常用(除パート)	-	0.20	0.18	0.25	0.32	0.38	0.43	0.55	0.69	0.91
	常用的パートタイム	-	-	-	-	-	1.31	1.37	1.61	1.47	1.55
介護関連職種	常用(含パート)	-	-	-	-	-	-	-	-	1.14	1.47
	常用(除パート)	-	-	-	-	-	-	-	-	0.69	0.97
	常用的パートタイム	-	-	-	-	-	-	-	-	2.62	2.86
【参考】介護職員数		-	-	-	-	548,924	661,588	755,810	884,981	1,002,144	1,124,691
平成12年の介護職員数を100とした指数		-	-	-	-	100	121	138	161	183	205



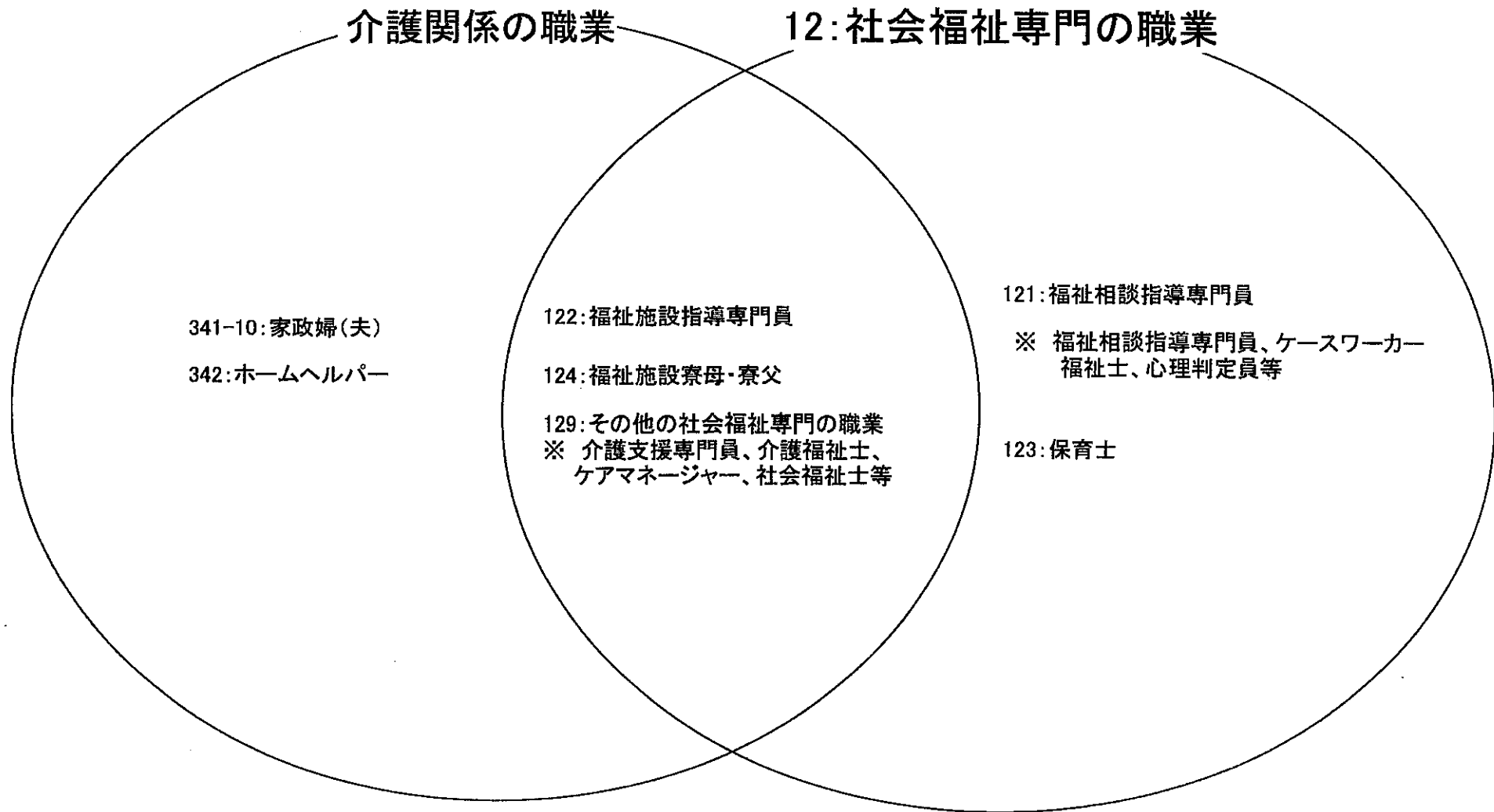
(注)介護職員数は実人員である

資料出所:職業安定業務統計(厚生労働省職業安定局)

介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

景気動向指数(内閣府経済社会総合研究所・統計情報)

【参考】 介護関係の職業及び社会福祉専門の職業の概念図



- (注) 1. 平成11年改訂の労働省編職業分類によるものである。
 2. 「介護関係の職業」のうち、「341-10: 家政婦(夫)」と「342: ホームヘルパー」は、「E: サービスの職業」の「34: 家庭生活支援サービスの職業」に含まれる。
 3. 「12: 社会福祉専門の職業」は「A 専門的・技術的職業」に含まれる。

介護職員の労働条件等の状況

給与総額階級別従事者数の構成割合

介護職員の平均給与総額は20.8万円である。

事業所の種類別では、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設が20～25万円台の割合が高く、その他は15～20万円台の割合が高い。

また、介護職員の給与は、勤続年数や年齢の違いに留意する必要があるが、全産業と比べて低くなっている。

(単位：%)

	総数	10万未満	10～15	15～20	20～25	25～30	30～35	35～40	40万以上	不詳	平均給与総額 (万円)
介護職員	100.0	1.9	8.6	34.1	33.4	12.0	3.7	1.2	1.0	4.1	20.8
訪問介護	100.0	8.1	15.5	35.0	24.2	8.8	2.3	0.6	0.6	4.9	18.5
認知症対応型共同生活介護	100.0	3.7	21.2	45.2	19.6	3.6	0.8	0.2	0.3	5.5	17.5
介護老人福祉施設	100.0	0.3	3.1	24.0	37.8	18.6	7.2	2.8	2.2	4.1	23.4
介護老人保健施設	100.0	0.3	5.7	36.7	39.0	11.4	2.6	0.4	0.3	3.6	20.8
介護療養型医療施設	100.0	0.5	11.2	45.6	31.2	6.6	1.1	0.4	0.4	2.9	19.4

(単位：万円)

【参考】 決まって支給する現金 給与額	全産業	男性	女性
	33.0	36.8	24.2
	医療・福祉	男性	女性
	29.6	40.4	26.3
	サービス業	男性	女性
31.3	34.8	23.5	

(注) 構成割合は、常勤者の割合である。

給与総額とは、平成16年9月中に支払われた給与で、基本給のほか、通勤手当時間外手当等の諸手当を含め、税金・社会保険料を差し引く前の給与総額

なお、参考に示す「きまって支給する現金給与額」は、平成16年6月分として支給された所得税・社会保険料などを控除する前の額。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれる。

資料出所：介護サービス施設・事業所調査（平成16年）（厚生労働省大臣官房統計情報部）
賃金構造基本統計調査報告（平成16年）（厚生労働省大臣官房統計情報部）

【参考】 介護従事者の実賃金

		全体	月給		日給		時間給		不明
		千円	人数 (%)	千円	人数 (%)	千円	人数 (%)	千円	人数 (%)
全体		172.4	53.4	224.9	4.5	147.6	38.5	90.6	3.7
勤務形態別	常勤労働者	221.4	81.3	225.4	5.2	162.9	9.8	149.8	3.2
	短時間労働者	82.5	1.7	180.7	3.2	103.3	91.2	79.1	3.9
	定型的	100.1	4.6	182.3	6.9	106.5	84.5	92.7	4.0
	非定型的	73.8	0.3	169.8	1.4	95.4	94.4	73.2	3.9
サービス 種類別の 従事する	訪問介護	111.5	21.6	206.8	1.9	154.7	72.2	76.9	4.3
	介護老人福祉施設	224.9	82.1	235.2	5.8	156.8	9.8	131.8	2.2
	介護老人保健施設	232.4	89.4	231.7	1.6	131.1	6.1	128.9	2.9
	介護療養型医療施設	224.1	90.2	229.1	2.6	187.1	5.5	100.9	1.7

実賃金：所定内賃金に加え、残業、深夜勤務、休日出勤等の諸手当等を含め、実際に支給した税込みの賃金額（賞与も含む）、
日給・時間給は、10月に支給した1ヶ月分の賃金額。（千円未満は四捨五入）

常勤労働者：正社員、非正社員に関わらず、事業場の定める所定労働時間を全て勤務する者

短時間労働者：1日の所定労働時間又は1週の労働日数が常勤労働者より少ない者

定型的短時間労働者：短時間労働者で労働日及び労働日における労働時間が定型的・固定的に定まっている労働者。

非定型的短時間労働者：短時間労働者で月、週又は日の所定労働時間が一定期間ごとに作成される勤務表により、
非定型的に特定される者（登録ヘルパー等）

資料出所：事業所における介護労働実態調査（平成18年6月）（介護労働安定センター）

職種別きまって支給する現金給与額等

福祉施設介護員、ホームヘルパーの給与は、年齢が低く勤続年数が短いことに留意する必要があるが、それぞれ男性労働者・女性労働者の平均年収試算額に比べ、低額となっている。

区 分	企業規模計					年間賞与その他特別給与額	年収試算額
	年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額		
			現金給与額	所定内給与額			
	歳	年	千円	千円	千円	千円	
全労働者	40.7	12.0	330.8	302.0	905.2	4,529.2	
男性労働者	41.6	13.4	372.1	337.8	1,057.8	5,111.4	
女性労働者	38.7	8.7	239.0	222.5	566.4	3,236.4	
福祉施設介護員(男)	32.1	4.9	227.9	214.7	577.1	3,153.5	
福祉施設介護員(女)	37.0	5.1	204.3	193.3	490.6	2,810.2	
ホームヘルパー(女)	44.1	4.9	198.8	187.3	376.1	2,623.7	
介護支援専門員(女)	45.3	7.7	260.5	251.6	714.9	3,734.1	
看護師(女)	35.4	7.0	315.6	279.5	846.3	4,200.3	
看護補助者(女)	42.6	6.3	191.5	178.6	466.3	2,609.5	

(注) 賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、下記算式により参考数値として試算した。

$$\text{年収試算額} = \text{「所定内給与額} \times 12\text{ヶ月} + \text{年間賞与その他特別給与額」}$$

◎「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは、事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額。手取額でなく、税込みの額。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含む。

◎「所定内給与額」とは、月間きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額以外のものをいう。

福祉施設介護員等の給与（きまって支給する現金給与額）の推移

福祉施設介護員及びホームヘルパーの給与は平成14年をピークに減少傾向にある（平成16年のホームヘルパーを除く）。なお、平成17年の給与額を勤続年数と比較すると、勤続年数が長いほど給与額も多くなる傾向があることに留意する必要があると考えられる。

(千円)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
全労働者	333.3	329.2	329.8	330.2	330.8	(12.0)
男性	373.5	367.7	368.6	367.7	372.1	(13.4)
女性	237.1	238.8	239.4	241.7	239.0	(8.7)
福祉施設介護員(全体)	227.7	232.2	226.8	221.4	211.3	(5.1)
男性	244.3	252.7	244.2	238.1	227.9	(4.9)
女性	222.1	224.4	219.9	214.1	204.3	(5.1)
ホームヘルパー(全体)	208.2	211.1	200.1	212.6	198.6	(4.6)
男性	224.1	226.2	213.1	248.5	197.2	(2.8)
女性	206.6	209.5	199.0	207.5	198.8	(4.9)
医療・福祉(全体)	—	—	—	296.2	299.3	(7.9)
男性	—	—	—	403.5	400.5	(8.6)
女性	—	—	—	262.8	264.0	(7.6)
社会保険・社会福祉・介護事業(全体)	—	—	—	247.8	241.3	(7.0)
男性	—	—	—	292.5	286.3	(7.5)
女性	—	—	—	233.3	225.3	(6.8)

注1)「きまって支給する現金給与額」: P22の定義と同じ。

注2)「勤続年数」: 労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいう。勤続年数の算定は、次の原則によっている。

ア 試の使用期間、見習期間などは勤続年数に含める。

イ 休職期間は勤続年数から除外する。

ウ 解雇され、又は退職してから同じ企業に再雇用された場合には、以前雇用されていた期間を通算して勤続年数に加える。

エ 出向労働者の勤続年数は、出向元も通算する。

注3)平成17年の()内は勤続年数である。

注4)調査対象は常用労働者であり臨時労働者を含まない。

福祉施設介護員等の求人の平均賃金の推移

正規職員求人の平均賃金は、途中の増減はあるものの、平成13年度と平成17年度を比べるとやや減少傾向にある。
また、非正規職員の平均賃金は、ほぼ横ばいで推移している。

【正規(月収)】

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
介護職員(ホームヘルパー除く)					
介護福祉士必須	166,878	167,599	166,435	165,773	166,253
介護福祉士非必須	162,254	161,617	159,461	160,508	160,063

(円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
ホームヘルパー					
介護福祉士必須	167,391	165,257	158,157	159,032	166,046
介護福祉士非必須	161,623	161,164	159,510	160,602	159,725

(円)

【非正規(時給)】

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
介護職員					
	839	834	832	828	828

(円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
ホームヘルパー					
生活援助型	994	1,002	1,049	1,052	1,057
身体介護型	1,432	1,430	1,396	1,381	1,359
共通型	976	1,002	1,029	1,041	1,027

(円)

注: 正規ホームヘルパーの介護福祉士必須の求人件数は、約28~47件程度

資料出所: 「福祉分野の求人求職動向」 中央福祉人材センター

(参考)

	15年度	16年度	17年度	18年度
介護職員(ホームヘルパー除く)				
	170,469	171,165	171,770	173,493

(円)

資料出所: 大阪福祉人材センター独自の集計による。(3月29日福祉部会資料Ⅱ-1より)

介護保険サービス事業所・施設における収支の状況

訪問介護

〈平成14年4月〉

○ 収益	2,918千円
○ 費用	2,976千円
うち、給与費	2,523千円
○ 損益	▲ 59千円

※収益に占める給与費の割合 86.5%

〈平成17年3月〉

○ 収益	2,954千円
○ 費用	2,979千円
うち、給与費	2,482千円
○ 損益	▲ 25千円

※収益に占める給与費の割合 84.0%

介護老人福祉施設

〈平成14年4月〉

○ 収益	22,986千円
○ 費用	20,174千円
うち、給与費	12,754千円
○ 損益	2,812千円

※収益に占める給与費の割合 55.5%

〈平成17年3月〉

○ 収益	22,056千円
○ 費用	19,586千円
うち、給与費	12,504千円
○ 損益	2,469千円

※収益に占める給与費の割合 56.7%

(注) 1事業所(施設) 1月あたりの損益である。

資料出所: 介護事業経営実態調査(平成14年・平成17年)(厚生労働省老健局)

実労働時間階級別従事者数の構成割合

実労働時間でみると、介護職員の平均実労働時間は37.6時間であり、全ての事業所の種類（平均労働時間35～38時間）において40～45時間の割合が30%台で最も高い。
また、平均実働労働時間を他の産業と比べると介護職員の平均実働労働時間は長くなっている。

	総数	25時間未満	25～30	30～35	35～40	40～45	45～50	50時間以上	不詳	平均実働労働時間 (時間)
介護職員	100.0	8.2	4.3	14.8	19.2	33.4	11.0	5.4	3.8	37.6
訪問介護	100.0	17.3	5.7	9.8	13.3	31.5	10.2	7.9	4.4	35.8
認知症対応型共同生活介護	100.0	8.3	3.5	13.5	14.9	35.4	12.7	6.6	5.0	38.2
介護老人福祉施設	100.0	5.5	3.1	15.8	19.3	36.7	10.8	4.9	3.8	38.2
介護老人保健施設	100.0	6.6	4.3	16.2	21.3	31.4	11.6	5.3	3.4	37.9
介護療養型医療施設	100.0	7.4	6.7	15.8	24.7	30.1	9.6	3.0	2.7	36.8

(単位：時間)

【参考】		総実労働時間(※1)	平均実労働時間(※2)
	調査産業計	151.2	35.3
	情報通信業	160.0	37.3
	医療・福祉	142.5	33.3
	サービス業	150.3	35.1

※1平成16年9月における総実労働時間

※2総実労働時間 $\times \frac{7}{30}$

(注) 構成割合は、常勤者の割合である。

「実労働時間」とは、平成16年9月24日から平成16年9月30日までの1週間の実労働時間（休暇や休息時間を除いた実際に働いた時間）

参考は、毎月勤労統計調査における平成16年9月の総労働時間。

「総実労働時間」とは、所定内労働時間数と所定外労働時間数との合計。「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数。「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。「実働労働時間数」とは、労働者が実際に労働した時間数。休憩時間は給与が支給されると否とに関わらず、除かれるが、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

資料出所：介護サービス施設・事業所調査（平成16年）（厚生労働省大臣官房統計情報部）
毎月勤労統計調査年報（平成16年）（厚生労働省大臣官房統計情報部）

勤務形態別従事者数の構成割合

介護職員を勤務形態別にみると、日勤者が38.7%と一番多い。

事業所の種類別にみると、訪問介護では日勤が約91%を占めているが、他の種類では30%前後となっている。

(単位：%)

	総数	日勤	三交替制	二交替制	変則二交替制	宿直制	その他
介護職員	100.0	38.7	15.2	23.6	13.4	1.7	7.3
訪問介護	100.0	91.4	1.0	1.2	1.3	0.6	4.5
認知症対応型共同生活介護	100.1	29.7	20.3	19.8	13.4	6.0	10.9
介護老人福祉施設	100.0	27.9	22.8	22.4	15.6	1.6	9.7
介護老人保健施設	100.0	31.4	12.3	31.4	17.5	1.0	6.3
介護療養型医療施設	100.0	26.5	15.0	40.6	12.7	1.5	3.7

(注) 構成割合は、常勤者の割合である。

日 勤： 昼間のみ勤務する形態

三交替制： 1日24時間を日勤、準夜勤、夜勤のような3組の勤務形態に分け、各組ごとに交替しながら勤務する形態

二交替制： 1日24時間を日勤、準・夜勤務などの2組に分け、各組ごとに交替しながら勤務する形態

変則二交替制：日勤者の終了時(概ね17時前後)から夜勤者が勤務を開始し、翌日の日勤始業時まで勤務する形態。ただし、深夜(概ね22時から翌日5時頃まで)は宿直勤務となる

宿直制： 日勤の勤務を終了した者が引き続き翌日の日勤始業時まで宿直し、翌日また日勤に就く勤務形態

夜勤日数階級別従事者数の構成割合

日勤以外の介護職員の平均夜勤日数は4.4日となっており、看護職員に比べ、少なくなっている。

(単位：%)

	総数	1日	2	3	4	5	6	7	8	9日以上	平均夜勤日数 (日)
介護職員	100.0	2.1	6.7	16.1	33.5	25.4	9.3	3.1	2.1	1.7	4.4
訪問介護	100.0	6.0	12.0	8.6	20.3	18.0	12.8	7.0	4.7	10.7	5.0
認知症対応型共同生活介護	100.0	2.0	4.2	6.9	23.8	34.3	18.4	5.1	2.8	2.4	4.9
介護老人福祉施設	100.0	2.6	6.5	14.8	35.4	28.2	8.5	2.1	1.1	0.8	4.3
介護老人保健施設	100.0	1.9	6.6	19.2	36.3	22.8	7.2	2.6	1.8	1.7	4.3
介護療養型医療施設	100.0	1.4	8.9	20.1	30.5	18.0	9.0	5.0	4.6	2.6	4.4

(注) 構成割合は常勤者の割合である。

夜勤日数とは、平成16年9月中の夜勤日数(宿直含む)日勤以外の者が調査対象。

資料出所：介護サービス施設・事業所調査(平成16年)(厚生労働省大臣官房統計情報部)

【参考】

看護職員の平均夜勤回数は8.3回(三交替及び変則三交替制)、4.7回(二交替制及び変則二交替制)。資料出所：「看護職員実態調査」(平成13年)(日本看護協会)

教育・研修の実施状況について

介護事業所の約86%が社員に対し、教育・研修を実施しており、介護事業所の61.2%が、正社員及び非正社員に対し教育・研修を実施している。

〈教育・研修の実施状況〉

(単位：数)

(単位：%)

	調査数	全体	正社員・非正社員に実施	正社員のみ実施	非正社員のみ実施	正社員・非正社員に未実施	不明・無回答	
全体	1016	100%	622	222	29	67	76	
			61.2%	21.9%	2.9%	6.6%	7.5%	
法人格別	民間企業	432	42.5%	58.3%	21.5%	3.0%	6.9%	10.2%
	社会福祉協議会	78	7.7%	70.5%	14.1%	6.4%	7.7%	1.3%
	社会福祉法人	227	22.3%	72.2%	23.8%	1.3%	1.8%	0.9%
	医療法人	144	14.2%	50.0%	28.5%	0.7%	9.7%	11.1%
	NPO	38	3.7%	63.2%	10.5%	5.3%	13.2%	7.9%
	生活協同組合	16	1.6%	75.0%	12.5%	6.3%	6.3%	-
	農業協同組合	6	0.8%	66.7%	16.7%	-	16.7%	-
	公益法人	9	0.9%	44.4%	44.4%	-	-	11.1%
	その他	50	4.9%	56.0%	20.0%	6.0%	8.0%	10.0%
	無回答	16	1.6%	43.8%	12.5%	6.3%	12.3%	25.0%
事業所規模別	～9人以下	345	34.0%	39.1%	29.6%	3.5%	10.1%	17.7%
	10～19人以下	244	24.0%	68.9%	20.5%	2.5%	5.7%	2.5%
	20～29人以下	99	9.7%	70.7%	17.2%	2.0%	8.1%	2.0%
	30～99人以下	277	27.3%	76.9%	17.0%	2.2%	2.9%	1.1%
	100～299人以下	31	3.1%	77.4%	12.9%	6.5%	-	3.2%
	300人以上	4	0.4%	50.0%	50.0%	-	-	-
無回答	16	1.6%	62.5%	-	6.3%	12.3%	18.8%	
開設経過年数別	1年未満	145	14.3%	55.9%	15.9%	2.8%	15.9%	9.7%
	1～2年未満	136	13.4%	58.1%	25.0%	4.4%	5.9%	6.6%
	2～3年未満	95	9.4%	65.3%	17.9%	4.2%	6.3%	6.3%
	3～4年未満	103	10.1%	66.0%	21.4%	2.9%	3.9%	5.8%
	4～5年未満	119	11.7%	62.2%	22.7%	4.2%	2.5%	8.4%
	5～10年未満	163	16.0%	65.0%	23.3%	2.5%	4.9%	4.3%
	10年以上	192	18.9%	61.5%	24.0%	0.5%	5.7%	8.3%
	無回答	63	6.2%	54.0%	23.8%	3.2%	6.3%	12.7%

【参考】

< OFF-JTの実施率(業種別) >

(単位：%)

	実施した	実施していない	無回答
合計	80.1	35.1	4.8
建設業	81.2	32.8	0.0
製造業	59.8	36.4	3.9
電気・ガス・熱供給・水道業	72.0	28.0	0.0
情報通信業	75.0	23.9	1.1
運輸業	50.1	39.9	10.0
卸売・小売業	65.7	31.2	3.1
金融・保険業	86.9	6.5	6.6
不動産業	59.0	36.0	5.0
飲食店、宿泊業	27.3	68.5	4.3
医療、福祉	89.1	7.7	3.3
教育、学習支援業	86.8	33.4	0.0
その他のサービス業 (複合サービス事業を含む)	82.3	30.8	6.9

< 計画的なOJTの実施率(正社員;業種別) >

(単位：%)

	実施した	実施していない	無回答
合計	48.0	44.8	6.4
建設業	56.8	35.5	7.0
製造業	52.4	43.4	4.2
電気・ガス・熱供給・水道業	42.5	57.5	0.0
情報通信業	55.1	42.7	2.1
運輸業	43.0	51.8	5.2
卸売・小売業	47.5	43.8	8.6
金融・保険業	74.0	26.0	0.0
不動産業	41.9	55.8	2.5
飲食店、宿泊業	18.2	71.9	9.9
医療、福祉	55.2	18.4	26.4
教育、学習支援業	39.5	48.1	12.4
その他のサービス業 (複合サービス事業を含む)	53.4	41.4	5.1

教育・研修内容別実施状況

(単位：数)
(単位：%)

調査数	全体 (%)	資格取得			介護技術向上			制度・法律の知識		
		実施	実施していない	無回答	実施	実施していない	無回答	実施	実施していない	無回答
1016	100.0	423	486	107	727	186	103	381	487	148
		41.6	47.8	10.5	71.6	18.3	10.1	37.5	47.9	14.6

採用時の座学、実習・見習いの実施状況

(単位：数)
(単位：%)

回答数	全体 (%)	座学、実習・見習いを実施している	座学のみを実施している	実習・見習いのみを実施している	座学、実習・見習いとも実施していない	無回答・不明
1016	100.0	447	73	243	112	141
		44.0	7.2	23.9	11.0	13.9

計画的なOJT: 日常の業務につきながら行われる教育訓練のことをいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて段階的・継続的に実施することを指す。

OFF-JT: オフ・ザ・ジョブ・トレーニングの略で、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことを指す。
なお、ここでは、業務の合間にe-ラーニングを用いて研修を行う場合も含む。

資料出所: 介護事業所における介護労働実態調査 平成17年6月 財団法人介護労働安定センター
平成17年度 厚生労働省委託 能力開発基本調査報告書 株式会社 三菱総合研究所